

就労不能障害保障型家族収入保険に関する諸利率について

下表の諸利率は、金利情勢等により見直しを行い変更いたしますので、あらかじめご了承ください。

区分	利率の種類	基準日	適用される利率
主契約	前納保険料に関する会社所定の利率 ・割引利率(保険料を前納する場合に保険料を割り引くための会社所定の利率) ・積立利率(前納保険料を保険料に充当するまでの期間積み立てておくための会社所定の利率)	前納保険料の領収日	0.02%
保険金等の支払方法 の選択に関する特約	据置支払を選択し、保険金等を据え置く場合の会社所定の利率	*	0.01%
	保険金等を年金で受け取る場合の年金開始後の予定利率	年金基金設定日	0.51%

* 当該利率については、基準日により適用される利率が確定するものではありません。そのため、据置期間中に適用される利率が変更となる場合があります。

※ 前納保険料に関する会社所定の利率および年金開始後の予定利率は、基準日の利率が適用されるため、基準日以降変更されることはありません。